

# 岩手県災害備蓄指針(平成31年3月改訂)の概要

## 策定の目的

- 県地域防災計画(本編・第2章災害予防計画・第6節の2)に基づき、県が災害発災直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄の目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資するもの(P1)。

## 指針の概要

### 1 県の備蓄に係る基本方針

- 県は、県地域防災計画の規定に基づき、災害発災直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、市町村と分担して必要な物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励(P1)。

### 2 県内における備蓄の現状

- 県では、県内における広域的な災害を想定し、食料、毛布等を県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5個所に備蓄(P1～2・6)。
- 「県の施策に関する県民意識調査結果報告書」(平成25年5月)において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人(42.0%)のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常用持出品を常に確保している」と回答した人の割合は82.2%(P3)。
- 県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査」(平成25年10月7日付け総防第775号)の結果によると、県内全市町村において被災者用の備蓄を実施(P2)。

### 3 備蓄に当たっての想定人数

- 東日本大震災津波における県内の最大避難者が54,425人であったことを踏まえ、「55,000人」に設定(P4)。

### 4 備蓄に当たっての役割分担

- 県、市町村、県民及び事業所が、災害に備え、それぞれの役割に応じた備蓄を実施(P4)。
- 県は、市町村が必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新(P4)。

### 5 県の備蓄物資の種類及び備蓄量

- 「東日本大震災津波災害対応検証報告書」(平成24年2月)で指摘された課題等を踏まえ、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、トイレ等を備蓄(P5)。
- 市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、現状における市町村の備蓄状況等を踏まえ、食料、飲料水、毛布、トイレなどの品目ごとの備蓄対象人数に応じた備蓄量を設定(P7・8)。

備蓄物資	備蓄対象人数	備蓄量	備考
食料	1,600人	28,800食	発災後3日分の食料(乾燥米、カロリーメイト等)が目安
飲料水	18,300人	109,800ℓ	給水活動が行われるまでの間が目安(一人3ℓ/日・ペットボトル)
毛布	1,500人	1,500枚	一人一枚が目安(現状では、県と市町村で十分な備蓄量があり、県備蓄分の補充)
トイレ	9,500人	171,000個 95基	一人当たり3日分が目安(携帯トイレ) 百人当たり1基が目安(組立式洋式トイレ)

### 6 その他

- 被災者へ迅速かつ効率的に備蓄物資を供給できるよう、広域防災拠点等に分散して保管(P8)。
- 備蓄物資は、県等が定期的に維持管理(保管、点検、在庫管理)及び更新を実施(P8・9)。
- 県の職員用備蓄は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定のほか、災害時における炊出しや協定に基づく調達により対応(P9)。
- 災害時における民間団体等との協力を一層強化するため、今後、被災者支援のために必要な物資に係る団体等との応援協定の締結を推進(P10)。